

毎週火、金曜日発行（但休日当る場合は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 保安林の解除予定
保険医の登録の抹消
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
種畜証明書の交付
土地改良区の役員が退任し、又は就任した旨の届出

告示

鳥取県告示第六百五十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡泊村大字園字浜山二二二五
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第六百五十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ
十一第二項の規定により次のように保険医の登録の抹消
をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保
険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年
政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の 登録抹消年月日

法橋 亮寿 日野郡日野町 鳥医五六一 昭和三十九年
二月一日

戸田馬喜蔵 八頭郡家町 三六八 三十七年一月二日
後藤 良三 鳥取市上魚町 三〇三 三十八年十月十日

鳥取県告示第六百六十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、ひな白痢検査、ニューカッスル予防注射及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき牛及び鶏の所有者に対して、検査、注射及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十九年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的

結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ニューカッスル病及びひな白痢予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病検査及びブルセラ病検査
牛。搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。
肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月のものを除く。

ひな白痢検査及びニューカッスル予防注射

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び投薬の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

肝てつ検査……皮内反応及び虫卵検査

肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与

ひな白痢検査……ひな白痢急速凝集反応
ニューカッスル予防注射……ニューカッスル予防液皮下注射

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
十二月二日	若桜町	中原検診場
"	"	若桜家畜市場
"	用瀬町	安蔵検診場
四日	"	別府
"	八東町	北山
"	"	才代
"	"	日下部
"	佐治村	藤坪
"	用瀬町	鷹狩
十四日	船岡町	見槻中
"	"	橋本
十五日	智頭町	河合

十六日 十九日 船岡町 船岡
肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日 実施区域 実施場所
十二月 七日 河原町 牛戸検診場

" 八日 " 河原

" 九日 " 牛戸検診場

" 十一日 " 山手

" 十二日 " "

" 十四日 " 佐貫

" 十五日 八東町 北山

" 十六日 河原町 佐貫

" 十七日 八東町 才代

" 十八日 " 日下部

" 十九日 " 才代検診場

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日 実施区域 実施場所
十二月 七日 溝口町 岩立、金屋谷、大平原、上野

00990
 (第5種郵便物可認)

00989

(第5種郵便物可認)

八日	宇代、中祖、古市、父原
九日	谷川、宮原、荏、泉、根雨原
十五日	上代、池田、下代、畑池、間地
十六日	上ノ名、焼杉、藤屋、二部
十七日	吉原、袋原、吉成、大河原
十八日	江尾、久連、佐川、柿原、小江尾
十九日	溝口町
二十一日	江府町
二十二日	池の内、尾の上原、日の詰、深山口
二十三日	武庫、洲河崎、荒田、下安井
二十四日	助沢、下蚊屋
二十五日	小原、美用、栗尾、御机、寄市、原、杉谷、貝田

ひな白痢検査	実施期日	実施区域	実施場所
	十二月二十二日	船岡町	各種鶏場巡回
	二十三日	八東町	
	二十四日	河原町	
	二十五日	用瀬町	
	二十六日	八東町	
		那家町	
		ニエーカツスル病予防注射	
	実施期日	実施区域	実施場所
	十二月七日	八東町	各種鶏場巡回
	八日	河原町	
	九日	河原町	
	十日	船岡町	
	十日	河原町	
	十一日	船岡町	
		智頭町	

鳥取県告示第六百六十一号
 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四

種番証明書番号	名前	種類	生年月日	産地	父	母	成績	任飼養者
昭三十九鳥取地第一号	小谷	肉用牛(黒毛和種)	昭三八、一、五	鳥取市河内	気高	よこやま	二級	鳥取市河内 竹内 明
第一号	武政		五、二五	岩美郡 岩美町	春秀	おきじ		岩美郡 岩美町 小谷 年秋
第二号	五月		六、一〇	八頭郡 八東町	一春	きん		八頭郡 用瀬町 小松 善一
第三号	秋良		四、二八		頼寿	あきよし		若桜町 津村 繁治
第四号	志谷		三、二八		橋本	こまち		用瀬町 川元健太郎
第五号	若富		二、二五	日野郡 日野町	富福	わかば武		西伯郡 西伯町 桑名 稔
第六号	富栄		八、二六	西伯郡 岸本町	第六吉花	はなぶさ		日吉津村 山崎 元一

条第一項第二号の規定による種番証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第八号	二栄光	〃	〃三七、一二、一	〃	伯仙町	第十二号	栄光	〃	〃はるやま	〃	〃	〃	会見町	潮	胤
第九号	富栄二	〃	〃三八、六、五	〃	日野郡	第三十三号	とさわ壺	〃	〃	〃	〃	〃	西村	幸治	
第十号	福永	〃	〃七、一七	〃	倉吉市	花光	すぎもと	〃	〃	〃	〃	〃	東伯郡	田中	吉蔵
第十一号	藤田	〃	〃五、二八	〃	福本	花政	はつめ	〃	〃	〃	〃	〃	東郷町	飛村	常蔵
第十二号	花船	〃	〃四、一一	〃	西伯郡	花光	わかば	〃	〃	〃	〃	〃	三朝町	川北	啓之
第十三号	安富	〃	〃三二、八、一七	〃	鳥根郡	福々	第二かくらざき	〃	〃	〃	〃	〃	赤碓町	農林省鳥取種畜牧場	
鳥取県告示第六百六十二号															
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定に基づき、次の土地改良区からそれぞれ役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十一項の規定により告示する。															
昭和三十九年十一月二十七日															
鳥取県知事 石 破 二 朗															

北条土地改良区
退任した役員の氏名及び住所

理事	黒川 節夫	倉吉市巖城
〃	山本 廉男	〃 小田
〃	綾女 正雄	〃 下古川
〃	伊東 義男	〃 新田
〃	東 春蔵	〃 中江
〃	生田 貢	東伯郡北条町大字江北
〃	清水長太郎	〃
〃	山本 涼三	〃
〃	井上 久平	〃
〃	国坂	〃

〃	中江 豊	〃	〃	〃	下神
〃	山本 国雄	〃	〃	〃	土下
〃	日置吉太郎	〃	〃	〃	鳥
〃	磯江 義幸	〃	〃	〃	北尾
〃	根鈴 一雄	〃	〃	〃	松神
〃	谷本 正和	〃	〃	〃	曲
〃	沢住 辰蔵	〃	〃	〃	大栄町大字原
〃	中村 喜一	〃	〃	〃	東園
〃	磯山 政由	〃	〃	〃	西園
〃	西谷 義晴	倉吉市古川沢			
〃	西村 源蔵	東伯郡北条町大字江北			
〃	吉田 啓蔵	〃	〃	〃	下神
〃	井中 正男	〃	〃	〃	大栄町大字六尾
任期満了により退任					
就任した役員の氏名及び住所					
理事	枅田 光好	倉吉市巖城七六一			
〃	山本 廉男	〃 小田一二四			
〃	徳田万寿男	〃 古川沢一九〇			

〃	綾女 正雄	〃	〃	〃	下古川二一九
〃	徳田 文之	〃	〃	〃	井手畑一一七
〃	生田 貢	東伯郡北条町大字江北五四三			
〃	清水長太郎	〃	〃	〃	一、八二四
〃	山本 涼三	〃	〃	〃	国坂二三〇
〃	井上 久平	〃	〃	〃	五二一ノ一
〃	山本 国雄	〃	〃	〃	土下一五九
〃	日置吉太郎	〃	〃	〃	鳥七〇五
〃	原田 仙松	〃	〃	〃	弓原三〇三
〃	中江 豊	〃	〃	〃	下神一八六ノ一
〃	米田 薫	〃	〃	〃	六二七
〃	谷本 正和	〃	〃	〃	曲三一六
〃	沢住 辰蔵	〃	〃	〃	大栄町大字原一、一一〇
〃	井中 正男	〃	〃	〃	六尾六二四
〃	谷口 新正	〃	〃	〃	瀬戸七六二
〃	監事 東 春蔵	倉吉市中江一三六			
〃	森本 米蔵	東伯郡北条町大字江北七九二ノ三			
〃	吉田 啓蔵	〃	〃	〃	下神一九三ノ一

中村 喜一 大栄町大字東園四〇四
昭和三十九年九月二十六日臨時総代会において総選挙の結果当選し十月六日就任 任期二年

青谷町桑原土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 長谷川正雄 気高郡青谷町大字澄水

昭和三十九年八月二十日家事の都合により辞任

就任した役員の名及び住所

理事 尾崎 茂則 気高郡青谷町大字澄水七〇番地二

昭和三十九年八月二十日通常総会において補欠選挙の結果当選し八月二十一日就任 任期は昭和四十二年十一月二十六日まで

湖東大浜土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 濱部徳五郎 鳥取市賀露町一

奥田 平次

川口智加治

網田 亀七

山根 幸一 湖山町

奥村 秀治

船越礼次郎

星見 重蔵

杉田 光好

村山定太郎

竹本 重美

田中 峰雄

渡部 重治

館野 久喜

田中 寿男

就任した役員の名及び住所

理事 濱部徳五郎 鳥取市賀露町八六六番地

奥田 平次

川口智加治

網田 亀七

山根 幸一

湖山町

伏野

三津

賀露町

湖山町

伏野

湖山町一、五八一番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

湖山町一、三三七番地

奥村 秀治 五九七番地
船越礼次郎 二、八三六番地
星見 重蔵 三、〇三八番地
館野 久喜 一、四〇五番地
村山定太郎 伏野一、〇七一番地ノ一
竹本 重美 七〇番地
田中 峰雄 三津二三五番地
監事 渡部 重治 賀露町一、一五四番地
木下 竹蔵 湖山町一、二四五番地ノ一
田中 寿男 伏野九九一番地
昭和三十九年九月十日臨時総代会において総選挙の結果当選し九月二十二日就任 任期二年
玉鉢土地改良区
退任した役員の名及び住所
理事 野田 熊夫 岩美郡国府町大字玉鉢
小林 正吉 大字麻生
佐田久辰二 大字玉鉢
築駒 良雄

山本 貞雄
前川 治雄 大字麻生
小林八次郎 大字麻生二二四番地
小林 正吉 三四八番地
野田 熊夫 大字玉鉢一八番地
山本 貞雄 五二番地
佐田久辰二 四三二番地
前川 治雄 三五番地
野田 徳寿 六二番地
平田 顕隆 大字麻生二二四番地
秋田 栄市 大字玉鉢一二番地

昭和三十九年十月七日総選挙の結果当選し、十月八日
就任 任期二年

東今在家土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事	有本 貞雄	鳥取市東今在家	一五四
"	佐々木 篤	"	一七八
"	佐野 貞雄	"	一五〇
"	津村 光良	"	一四九
"	佐野 正己	"	一九〇
監事	竹内 義輝	"	二九四
"	西尾良太郎	"	八三
"	名和 喜明	"	一五二

昭和三十九年九月二十二日設立総会において総選挙の
結果当選し九月二十九日就任 任期二年

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

印 刷 行 者 鳥取県鳥取市東町一丁目
 所 鳥取県鳥取市栗谷町
 一 部 月 額 二 五 〇 円 (送 配 料 共)
 所 鳥取県